

会員の皆様へ

当職は、特定非営利活動法人 日本車いすダンススポーツ連盟（以下「当連盟」といいます）から委任を受けた弁護士です。当職において、当連盟の過去の社員総会議事録等を精査し、検討したところ、当連盟の代表権のある理事長は八木江里氏であること、会長である愛知和男氏は当連盟の象徴ではありますが、理事に選任された事実もなく、同氏には代表権が存在しないことが判明しました。

そこで、当連盟としては、平成29年8月2日付にて、八木江里氏を代表権のある理事長とする登記を法務局に申請し、東京地方裁判所に対し、愛知和男氏の理事としての職務執行の停止を求める仮処分の申請を行っておりますので、その旨お知らせいたします。

以上のとおり愛知和男氏は当連盟の理事ではなく、代表権も認められませんので、同氏が8月9日に招集している総会につきましても、正式な招集手続きを経ておらず、招集権限のない者が招集したものであって、当連盟としてはその有効性を認めることはできません。

会員の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、事情ご賢察のうえ、ご判断頂きますようお願い申し上げます。

四谷グレイン法律事務所
弁護士 小林 徹